平成２２年（フ）第１６２２号
広島市西区南観音７丁目11番26号
債務者　足袋井和則
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６２３号
広島県呉市西畑町12―２、住民票上の住所広島市西区南観音７丁目11番26号
債務者　足袋井益子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６４６号
広島市佐伯区屋代２丁目１番７―102号
債務者　山本　千鶴
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６５２号
広島市中区舟入南１丁目６番53―401号
債務者　平田　正信
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７３３号
広島県廿日市市住吉２丁目４番17―303号
債務者　廣田　尚子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７９５号
広島県東広島市黒瀬町楢原784番地292
債務者　寺阪美智留（旧姓花岡）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８１１号
広島県廿日市市天神２番22号
債務者　國貞　　崇
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３２号
香川県丸亀市川西町南690番地
債務者　岩崎　弘樹
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１０３号
秋田県北秋田市阿仁前田字下川端167番地、前住所秋田県秋田市山王中島町２番40号　楢岡ハイツ２Ｆ－８号
債務者　庄司　　司
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第２３５号
茨城県稲敷市下根本927番地８
債務者　谷口　智子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
茨城県取手市上高井345番地４
債務者　中山　勝允
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
茨城県取手市双葉１丁目31番２号、住民票上の住所茨城県取手市双葉２丁目28番14号
債務者　大嶋　洋一
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
茨城県稲敷市柴崎1237番地
債務者　池延　静香（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
茨城県取手市双葉２丁目21番10号　ミキハイム102
債務者　笠川　勝一
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第４１７５号
大阪府門真市岸和田３丁目14番11号
債務者　羽根　啓子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０８６号
大阪市鶴見区鶴見１丁目３番41号
債務者　奥野　洋子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７５８号
大阪府豊中市新千里東町２丁目７番Ｃ２―303号
債務者　平野　隆俊
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部